

## 港北区地域のチカラ応援事業補助金交付要綱

制 定 平成23年 2月22日 港北地振第1607号(区長決裁)

最近改正 令和 5年 2月14日 港北地振第1535号 (区長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的な活動を支援し、地域課題の解決を図るとともに、港北区の魅力高めることを目的とする。

2 港北区地域のチカラ応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の要件等)

第2条 この要綱における補助の要件等は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付対象となる団体は、次の事項を全て満たすこととする。ただし、代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は補助金の交付対象としないものとする。

ア 5人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていないこと

イ 団体の構成員の半数以上が港北区に在住、在勤、在学していること

(2) 補助金の交付対象となる事業は、次の事項を全て満たすこととする。

ア 主な対象者を港北区民とし、団体の構成員以外を対象とした事業であること

イ 補助対象経費の5分の1以上の自主財源が用意できる事業であること

ウ この要綱に基づく補助金の交付決定があった日の属する年度中に実施する事業であること

エ 地域住民による地域課題の解決や魅力づくりに向けた主体的な事業であること

(3) 補助金額は、当該年度の予算の範囲内で、次条に規定する補助対象経費と認められる額の5分の4を上限とする。ただし30万円を超えることができない。なお、百円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。

2 前項の規定に関わらず、次の号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象とすることができない。

(1) 国又は地方公共団体から既に補助金が交付されている事業又は今後補助金が交付されることが決定している事業

(2) 営利を目的とする事業

(3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

(4) 団体の親睦を目的とする事業

(5) 他の団体への助成を目的とする事業

(6) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業

(7) その他、横浜市港北区長（以下「区長」という。）が適当でないと認めた事業

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業の経費のうち、補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 講師、指導者及び協力者等への謝金

(2) 事務用品、材料費等の消耗品費

(3) 印刷費

(4) 郵送料その他の通信運搬費

(5) 会場、機材等の使用料及び賃借料

(6) 保険料

(7) その他、区長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、補助金の対象外とする。

### (補助金の交付制限)

第4条 同一の団体（実質的に同一と見なせる団体も含む）に対する補助金の交付は、5か年度分を限度とする。ただし、毎年度、次条に規定する書類を提出し、交付の決定を受けるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、区長が定める期日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 団体の概要書(第2号様式)
- (3) 活動実績(第3号様式)
- (4) 事業計画書(第4号様式)
- (5) 事業収支予算書(第5号様式)
- (6) 団体の規約又はこれらに類する書類
- (7) その他、区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、速やかに、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定するにあたっては、あらかじめ別に定める地域のチカラ応援事業推進懇話会委員に意見を聞くことができる。
- 3 区長は補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、補助金交付の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。
- 4 区長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第6号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(第7号様式)により補助金の交付を申請した団体に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)は、法令、条例、規則及びこの要綱の定め並びに補助金交付の決定内容及びこれに付された条件その他区長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を行わなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金交付団体は、補助事業の内容等を変更又は中止しようとするときは、変更等承認申請書(第8号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 区長は、前項の申請が適当であると認めたときは、変更等承認通知書(第9号様式)により、不相当と認めたときは、変更等不承認通知書(第10号様式)により、当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金交付団体は、補助事業を完了したときは、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算報告書(第11号様式)
- (2) 事業報告書(第12号様式)
- (3) 事業報告書(内訳)(第12号様式の2)
- (4) 事業収支決算書(第13号様式)
- (5) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (6) 事業に関する資料
- (7) その他、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 区長は前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合していると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第14号様式)により当該補助金交付団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第15号様式）及び補助金交付決定通知書の写しを区長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての領収書等の証拠書類を整備保存しておかなくてはならない。  
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類等は、補助事業の完了する日の属する横浜市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の閲覧)

第13条 補助金交付団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条4項及び同条例施行規則（平成25年2月15日規則第15号）第4条に基づき、第5条第1号から第7号及び第9条第1号から第6号までに掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。  
2 前項の規定による閲覧は、次の表の定めるところにより行うものとする。

	補助金交付団体	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他補助金等の交付を受ける団体が指定する場所	港北区役所地域振興課
閲覧時間	補助金交付団体が指定する時間	午前8時45分から午後5時15分まで。 ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第5条第1号から第7号までに掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、第9条第1号から第6号までに掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

(後援名義の使用)

第14条 区長は、この要綱に基づく補助事業について「名義使用承諾及び区長賞の授与等に関する事務取扱要綱」及び「港北区地域のチカラ応援事業後援名義使用承諾に関する実施要領」の趣旨に反しない範囲で、補助金交付団体に対して、港北区の後援名義について使用を承諾するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

(要綱の廃止)

港北区地域のチカラ応援事業補助金交付要綱（平成22年4月21日港北地振第165号）及び港北区地域福祉保健計画推進事業補助金交付要綱（平成21年3月31日港北福第6360号）は、廃止する。

(経過措置)

- この要綱施行前の港北区地域のチカラ応援事業補助金交付要綱（平成22年4月21日港北地振第165号）によりなされた補助金の請求、実績報告又は交付決定の取消及び補助金の返還等その他の手続きについては、なお従前の例によるものとする。
- この要綱施行前の港北区地域福祉保健計画推進事業補助金交付要綱（平成21年3月31日港北福第6360号）によりなされた補助金の請求、実績報告又は交付決定の取消及び補助金の返還等その他の手続きについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成24年1月12日 港北地振第1367号）

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月3日 港北地振第1268号）  
（施行期日）

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年1月9日 港北地振第1062号）  
（施行期日）

1 この要綱は、平成27年度申請から適用し、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日 港北地振第1004号）  
（施行期日）

1 この要綱は、平成29年度申請から適用し、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月25日 港北地振第1299号）  
（施行期日）

1 この要綱は、平成31年度申請から適用し、平成31年4月1日から施行する。

2 第3条第1号ウの規定については、平成30年度の補助交付事業が4回目以下の団体は、当該補助対象事業が5回目となるまで申請ができるものとする。

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年2月14日から施行する。